

# 早稲田大学バスケットボール部稲門会（RDR倶楽部） 規約

## 第 1 章 総 則

（名称）

第1条 本会は、早稲田大学バスケットボール部稲門会（RDR倶楽部）（略称「RDR倶楽部」・この規約では「本会」と表現する）と称する。

（目的）

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校バスケットボール部男子部および女子部（以下現役チームと称す）の強化発展に寄与することをもって目的とする。

（事務所）

第3条 本会は、事務所を〒162-8644 東京都新宿区戸山1-24-1 早稲田大学競技スポーツセンター内・早稲田大学バスケットボール部内に置く。

（業務）

第4条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- （1）会員親睦会およびスタッフの激励会の開催。
- （2）会報および名簿の発行。
- （3）現役チームの監督、コーチ等スタッフの推薦。
- （4）現役チームに対する指導および資金援助。
- （5）稲門体育会代表委員の推薦。
- （6）バスケットボール諸団体等の役職に、母校を母体として就任する者の推薦。
- （7）その他本倶楽部の目的達成のために必要な業務。

## 第 2 章 会 員

（会員の資格）

第5条 本会は、次の資格を有する者を、会員として構成する。

- （1）本規約の主旨に賛同し、卒業時に3年以上バスケットボール部に所属していたもの。
- （2）早稲田大学バスケットボール部部長および元部長。
- （3）早稲田大学バスケットボール部または本会の活動に長年貢献したと認められる者で、本規約の主旨に賛同し、会員3名以上の推薦があり、理事会で検討の上、総会で承認されたもの。

（会員の義務）

第6条 会員は第42条に規定した会費を納入しなければならない。ただし、第43条の規定により納入を免除された者を除く。

2 会員は、姓名、住所電話番号、勤務先などを変更したときは速やかに本倶楽部に届け出るものとする。

（準会員）

第7条 会員が、次の各号の一に該当したときは、理事会で検討の上、総会の議決を経て、準会員とする。

- （1）正当な理由なく、2年以上会費納入の義務を怠ったとき。
  - （2）正当な理由なく、2年以上音信不通のとき。
- 2 準会員には、次の制限事項を付けるものとする。
- （1）総会の議決権はなしとする。

- (2) 慶弔規定は適応しない。
  - (3) 各種通信、資料等は送付しない場合がある。
- 3 準会員が、滞納していた会費を納め、以後継続的に会費を納入していくことを確認したときは、理事会で検討の上、総会の議決を経て会員に復帰することができる。

(賛助会員)

第8条 本会は、次の資格を有する者を、賛助会員として構成する。

- (1) 本会の主旨に賛同し、早稲田大学バスケットボール部の発展に積極的に寄与する意思のある者で、且つ賛助会員としての入会を理事会で認められた者。

(賛助会員の義務)

第9条 賛助会員は資格を得た日から、一律15,000円の年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費を納入しない場合は資格を失う。
- 3 賛助会員は、姓名、住所、電話番号、勤務先などを変更したときは速やかに本会に届け出るものとする。

(賛助会員の特典)

第10条 リーグ戦・新人戦・春のトーナメントへの優待。

- 2 早慶定期戦、早関定期戦およびこれらに順ずる友好試合への招待。
- 3 本会からのメール、機関紙等の配布。
- 4 選手激励会等、議決を伴わない会合への参加。

(賛助会員の議決権)

第11条 賛助会員には議決は与えられない。

(特別会員)

第12条 卒業年次から40年を経過したものから理事会で候補者を選出し、総会で承認されたもの。

(除名)

第13条 会員、準会員および賛助会員が、本会の名誉を傷付ける行為をしたときは、理事会で検討の上、総会の議決を経て除名する。

### 第 3 章 役 員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

- 会 長 1名および副会長 若干名
- 理事長 1名および副理事長 若干名
- 理 事 (在京・地域別) 若干名
- 特別顧問・顧問および特別会員 若干名

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、総会ならびに会員相互の親睦を図る会合等を主催する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長にさしつかえあるときは、その仕事を代行する。
- (3) 理事長は、当会の業務を執行し、随時会長、副会長に報告する。

- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、当会の業務を分担執行し、理事長にさしつかえあるときは、その任務を代行する。
- (5) 理事は、在京理事および地域別理事に分け、それぞれ次の業務を行う。
  - ①在京理事は、別に定める「専門委員会規制」に基づく専門委員または監査理事に就任し、その所管業務を行う。
  - ②地域別理事は、会員の在住状況に応じて各地域毎に支部を設けることができ、在住会員間の親睦、慶弔関係の連絡、有望新人の獲得、会費・寄付金等の取り纏め、遠征時の応援・援助等を行う。また、支部長は副会長を兼任する。
  - ③監査理事は、本会の運営が規約どおり行われているか否かについて監査し、指摘すべき事項があれば、これを是正するよう指導を行う。
- (6) 特別顧問・顧問および特別会員は、会長または理事長から要請された事項について、諮問に応じる。

(役員を選出方法)

第16条 役員を選出は、次の通り行う。

- (1) 会長、副会長および理事長、副理事長は、会員の中から、総会で選出する。
- (2) 理事は、理事長が推薦したものを、総会で選出する。この場合、卒業年次、男女に偏らないように配慮する。
- (3) 特別顧問は、理事会において、長年にわたりバスケットボール部部長、本倶楽部役員、および監督・コーチとして多大の功績があった、卒業年次から50年経過したものから候補者を選び、総会で選出する。
- (4) 顧問は、理事会において、卒業年次から50年経過したものから候補者を選び、総会で選出する。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了の役員は、後任者が就任するまでは、引き続きその任期を行うものとする。
- 3 増員または補充のために就任した役員任期は、現役役員の残任期間とする。

## 第4章 総会

(総会の招集および議長)

第18条 総会は、会長が招集し、その議長を務める。会長にさしつかえあるときは副会長が、会長、副会長共にさしつかえあるときは理事長がこれを代行する。

(定時総会審議事項)

第19条 定時総会は、毎年会計年度終了後3ヶ月以内に開催し、次の事項を審議する。

- (1) 本会の規約改正に関する事項。
- (2) 役員任免に関する事項。
- (3) 予算、決算の承認に関する事項。
- (4) 現役チームの監督、コーチ等のスタッフの推薦。
- (5) その他、理事会の必要と認めた事項

(総会の議決権)

第20条 総会の議決権は、当該年度会費納入者、特別顧問、顧問、特別会員および会費

免除者に付与する。

(総会成立の要件)

第21条 総会は、議決権を有する会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を含むものとする。

(総会の議決要件)

第22条 総会の議決は、議決権を有する会員の出席者の過半数の賛成を持って議決する。ただし、委任状を含むものとする。

(臨時総会の開催)

第23条 理事会で臨時総会の開催を議決したとき、または、議決権を有する会員の3分の1以上の会員から議案を提示して要請があったとは、臨時総会を開催しなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会)

第24条 理事は、理事会を組織し、次の議案を審議議決する。

- (1) 定時総会審議事項について。
- (2) 本会の目的達成のために必要な全ての事項について。

(理事会の招集および議長)

第25条 理事会は、理事長が招集し、その議長を務める。理事長にさしつかえあるときは副理事長が、理事長、副理事長共にさしつかえあるときは年長の理事が、これを代行する。

(理事会の構成)

第26条 理事会は、理事長、副理事長、理事、会長、副会長、バスケットボール部部長、および現役チームの監督またはコーチをもって構成する。

(理事会の成立要件)

第27条 理事会は、理事会構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし委任状を含むものとする。

(理事会の議決要件)

第28条 理事会は、出席者の過半数の賛成を持って議決する。ただし委任状を含むものとする

(定例理事会の開催)

第29条 定例理事会は、原則として月に1回開催する。

(臨時理事会の開催)

第30条 理事長が必要と認めるとき、および3名以上の理事から議案を提示して理事会の招集を要請したときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

(理事会への出席)

第31条 理事会構成メンバー（地域別理事を除く）が、理事会を欠席するときは、文書または口頭を持って理事長に届け出るとともに、所定の委任状を理事会あて提出する。

2 特別顧問、顧問、特別会員については、理事会に出席することができる。なお、議決権は有しない。

(総監督、監督、コーチ等の推薦)

第32条 総監督、監督、コーチ等については、強化推進会議が、原則として会員の中から候補者を選考し、理事会の議決を経て、総会に推薦する。ただし、任期は2年とし、再任を妨げない。

2 年度の途中において、止むを得ない理由（傷病、転務等）により、総監督、監督、コーチ等を交代しなければならないときは、強化推進会議が候補者を選考し、理事会の議決を経て、臨時代理を置くことができる。ただし、任期は前任者の残余期間とする。

（理事会による幹事選出および任務）

第33条 幹事は、理事会において候補者を選び、理事長が委嘱する。

2 幹事は、原則として各卒業年毎に1名委嘱し、当該年次会員間の親睦、慶弔関係の連絡、会費・寄付金の取り纏め等を行うと共に、理事長から要請された業務について協力する。

## 第6章 強化推進会議

（設置趣旨）

第34条 強化推進会議（以下「本会議」という。）は、早稲田大学バスケットボール部稲門会（RDR倶楽部）（以下「RDR倶楽部」という。）と総監督、監督、コーチ等（以下「現役スタッフ」という。）との連携を強化し、学生ナンバーワンを目指し、早稲田大学バスケットボール部の強化、発展を図ることを目的として設置する。

（本会議の位置づけ）

第35条 本会議は、早稲田大学バスケットボール部の強化を目的とした独立の機関として位置づける。

2 本会議の設置に伴い、強化委員会は発展的に解消し、同委員会が所管する以下の業務は本会議が継承する。

（1）チーム力強化について、現役選手の技術向上、生活指導、人間形成について、現役スタッフに協力する。

（2）現役スタッフおよび地域別理事と密接な連携をとりつつ、計画的に有望新人のリクルート活動を行う。リクルート活動にあたり、RDR会員の全面的な協力を要請する。

（3）バスケットボールの競技の規則、審判の研究および審判委員の養成を行う。

（4）部員の就職活動について、現役スタッフに協力する。

（本会議の召集および議長）

第36条 本会議は会長が召集し、その議長を務める。

2 本会議は毎月定例開催し、シーズン前・夏合宿前・リーグ戦前・リーグ戦後・シーズン終了時は必ず開催する。また必要に応じ臨時会議を召集する。

（本会議の構成）

第37条 本会議は、会長、副会長、理事長、早稲田大学バスケットボール部部長、現役スタッフを常任メンバーとして構成する。

2 本会議は、必要に応じて理事および会員を招集することができる。

（本会議の役割）

第38条 本会議は、以下の項目につき審議する。

- (1) 早稲田大学バスケットボール部の強化方針および支援策。
- (2) 現役スタッフ候補者の選考、後継者育成および支援策。
- (3) 新人スカウティング方針、候補者の選定および支援策。
- (4) 現役スタッフ関連経費に関する事項。
- (5) その他強化戦略に関する全ての事項。

(理事会への報告および議決)

第39条 本会議の審議項目については、開催の都度、議事録を作成し、定例理事会に報告しなければならない。

- 2 審議項目のうち、理事会にて議決が必要な事項については、理事会宛てに議案として提出し、審議を受けなければならない。また、議決後でなければ、これを執行することはできない。

(本会議の事務局)

第40条 本会議の事務局は総務・広報担当理事が務める。

## 第 7 章 会 計

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(経費支弁)

第42条 本会の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他

(会費)

第43条 会費は、年額次の区分による金額とする。

- (1) 卒業後10年までの男子会員……15,000円
- (2) 卒業後11年からの男子会員……20,000円
- (3) 女子会員……10,000円
- (4) 卒業年次から40年経過した会員は、一口5,000円とし、口数は任意とする。但し、寄付に準ずる扱いとし、納入は任意とする。
- (5) 賛助会員……20,000円

(会費の免除)

第44条 次の会員は、会費を免除する。

- (1) バスケットボール部部长
- (2) 監督およびコーチおよびそれに準ずる者

(寄付金)

第45条 寄付は次の3項目とする。

- (1) 特別寄付  
特別寄付とは、別に定める寄付規則により、本会会計委員会を經由して、早稲田大学総長宛に行う寄付をいう。
- (2) 会費に準ずる寄付  
会費免除者が、本会財政強化のため、本倶楽部会計委員会を經由して、年会費に準じて行う寄付をいう。
- (3) 一般寄付  
現役支援のため、本会会計委員会を經由して行う寄付をいう。

以 上

付 則

(施行)

第1条 本規約は、平成5年6月13日より実施する。

ただし、規約第30条(3)については、平成6年1月1日より実施する。

(改正年月日)

第2条 改正の経過は次の通りとする。

- (1) 平成 6年1月22日 一部改正 (役員の選出方法、会費の免除、寄付金、還暦)
- (2) 平成11年3月12日 一部改正 (役員、役員の任務、役員の選出方法、定時総会、審議事項、監督、コーチ等の推薦、会計年度)
- (2) 平成12年1月27日 一部改正 (専門委員会)
- (3) 平成15年1月26日 一部改正 (総監督、監督、コーチ等の推薦、委員会の所管業(強化委員会、総務委員会)、会費、会費の免除、稲門体育会代表委員推薦規定)
- (4) 平成16年1月24日 一部改正 (会員の資格、賛助会員、除名、会費)
- (5) 平成17年1月29日 一部改正 (専門委員会、委員会の所管業務)
- (6) 平成18年1月21日 一部改正 (役員、役員の任務)
- (7) 平成21年1月31日 一部改正 (名称、役員、役員の任務、役員の選出方法、理事会の構成、理事会の議決要件、定時理事会の開催理事会への出席、理事会による幹事の選出および任務、専門委員会規則、慶弔規定)
- (8) 平成22年1月31日 一部改正 (賛助会員の議決権、総会の議決権、総監督、監督、コーチ等の推薦、強化推進会議の設置、専門委員会規則、)
- (9) 平成29年2月11日 一部改正 (特別会員、理事長の任務、副理事長の任務、役員の選出方法、会費、組織図)

以 上

## 専門委員会規則

(規則の趣旨)

第1条 この規則は、規約第13条(5)①に基づき在京理事の所管業務について規定したものである。

(専門委員会)

第2条 本会に、次の専門委員会(以下「委員会」と略称)を置く。尚、その他必要と認められた場委員会を、設置することができる。

(1) 総務・広報委員会

(2) 会計委員会

(委員の構成)

第3条 委員会は、理事若干名および本規則第5条①により委嘱された委員若干名をもって構成する。

(委員長および副委員長の委嘱)

第4条 委員長および副委員長は、理事会において、理事のなかから適任者を選び委嘱する。

(委員長の任務)

第5条 委員長は、所管業務について、実行を挙げるよう努めるものとする。所管業務推進のため必要のあるときは、理事会の承認を得て、会員の中から、委員を委嘱することができる。

2 委員長は、委員会の活動状況を、随時理事会に報告しなければならない。

(副委員長の任務)

第6条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長にさしつかえのあるときは、その任務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、原則として、2ヶ月に1回「定例委員会」を開催する。また、必要に応じ「臨時委員会」を開催する。

(委員会の所管業務)

第8条 各委員会の所管業務は、次の通りとする。

(1) 総務・広報委員会

①総会、納会、理事会等公式会議の招集、運営及び議事録の作成。

②会員名簿の作成。

③会員及び友好諸団体関係者の慶弔等に関する事項。

④各種イベントの企画、立案及び運営。

⑤他の委員会に属さない事項。

⑥早稲田大学バスケットボール部公式ホームページの運営、管理の指導および補助。

⑦「RDR 通信」メール版の配信および文章版の発行、配布。

⑧年史作成のための基礎資料の蒐集および保管。

- ⑨部史の管理。
- ⑩広告募集。
- (2) 会計委員会
  - ①年度後毎の予算、決算に関する事項。
  - ②長期的収支計画および財務管理に関する事項。
  - ③現役チームに対する財政援助に関する事項。
  - ④毎月の収支バランスおよび会計処理。
  - ⑤現金・預金の管理および収支帳票類の整理・保管。
  - ⑥会費納入および管理、保管に関する事項。
  - ⑦寄付金募集と管理、保管に関する業務。
  - ⑧現役チームマネージャーおよび会計担当者に対し、適正かつ正確な会計処理がなされるよう指導、監督する。
  - ⑨「RDR60」の基金の管理。

#### 稲門体育会代表委員推薦規定

(目的)

第1条 この内規は、規約第4条(5)の「稲門体育会代表委員の推薦」に当たっての推薦方法を明らかに示すものである。

(被推薦者の資格)

第2条 被推薦者は、現に会長、副会長、理事長、副理事長に就任している者でなければならない。

(選考方法)

第3条 推薦者の選考は、会長、副会長、理事長、副理事長の互選により行う。

(任期)

第4条 任期は、本会役員の任期と同様(2年)とする。但し、代表委員が、会長、副会長、理事長、副理事長の職を退任した時は、自動的に代表委員も退任したものと見做す。後任の代表委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(実施)

第5条 この規定は、2003(平成15)年度より実施する。

## 慶弔規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、会員および家族等の慶弔に際し、本会として慶弔等の意を表すために規程したものである。

(慶弔等の届出)

第2条 会員は、この規則に該当する慶弔等があったときは、速やかに本人または代理人から、本会総務・広報委員会に連絡しなければならない。

(還暦)

第3条 会員が卒業年次から40年経過したときは、直近の定時総会において、所定の記念品を贈呈する。

(結婚)

第4条 会員が、結婚するときは、祝電を打電し、所定の記念品を贈呈する。

(死亡)

第5条 会員が死亡したときは、直ちに弔意(生花、弔電)を表す。

(監督・コーチの退任)

第6条 監督・コーチが退任したときは、直近の定時総会において、所定の記念品を贈呈する。

(適用除外)

第7条 準会員および当該年度の会費未納者には、この規定は適用しない。

(会員以外の慶弔)

第8条 会員以外の者で、本会と特別の関係にある者の慶弔については、その都度、総務・広報委員会において、前例その他の状況を勘案して措置するものとする。この場合、事前または事後速やかに、総務・広報委員会は理事会に報告し、承認を得なければならない。

(担当委員会)

第9条 この規定の適用、疑義解釈および改廃等については、総務・広報委員会が担当する。

以上

## 寄付規定

(趣旨)

第1条 この規則は、本会の運営をより活発にさせるための援助として、好意的かつ自発的に行われる寄付について定めたものである。

(申込み)

第2条 寄付の申込みは、様式(1)により、本会会計委員会を經由して、早稲田大学総長宛に行う。

(種類と指定先)

第3条 寄付は金銭寄付と物品寄付の二種類とし、いずれも指定先を、バスケットボール部男子部または女子部とする。

2 指定した金銭寄付は、所定の手続きによりいつでも大学よりいつでも引き出すことができる。

3 物品寄付は、大学の所有物として管理される。

(単位)

第4条 寄付は、1万円以上とする。

(免税措置)

第5条 寄付が1万円を超えるときは、所定の手続きにより、超える部分について免税措置が受けられる。この場合、大学発行の領収証を添付しなければならない。

(金銭寄付の支出)

第6条 金銭寄付の支出は、現役マネージャーからの申請に基づき、会計委員会で検討のうえ、理事会の承認を得た後に行うものとする。

(報告)

第7条 会計委員会は、定時総会において、次の事項を報告しなければならない。

- (1) 寄付者およびその内容
- (2) 金銭寄付の支出状況およびその用途
- (3) 金銭寄付の残高および管理状況
- (4) 寄付の募集および支出計画

(担当)

第8条 この規則の疑義解釈、寄付に関する手続きおよび事務管理等は、会計委員会が担当する。

以上

## 組織図

